

社会福祉法人 神川町社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 神川町社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会設置規程第6条に定める運営委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的及び任務)

第2条 委員会の目的は、ボランティアセンター事業の有効適切な運営を図るものとする

2 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動の啓発に関する事項
- (2) ボランティア育成に関する事項
- (3) 調査研究に関する事項
- (4) 関係機関、団体との連絡提携に関する事項
- (5) その他目的達成に必要な事業に関する事

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、ボランティア、障害者団体、福祉施設、住民団体、民生児童委員協議会、関係行政機関職員、教育関係者、地域の企業、社会福祉協議会関係者等のうちから、社会福祉法人 神川町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成12年 5月1日から施行する。